

神奈川県後期高齢者医療広域連合  
後期高齢者医療に関する条例  
及び保険料の算定について



平成 19 年 11 月

神奈川県後期高齢者医療広域連合

## 目 次

1	後期高齢者医療に関する条例の概要	1
2	保険料の算定方法及び算定にかかる主な項目の考え方について	2
(1)	保険料の算定のしくみ	2
(2)	神奈川県における保険料算定の主な項目の考え方	3
(3)	賦課限度額について	4
(4)	保険料算定にかかる医療給付費等見込み	5
(5)	保険料算定の流れ	5
	別 紙	6
(6)	保険料の軽減について	7
(7)	保険料算定の状況	8
	<b>【参考】</b> 具体的な保険料の額の例について	9
	国のモデル保険料との比較	10
	単身世帯保険料早見表	11
	2人世帯保険料早見表	12

---

---

資料1	平成20年度 神奈川県後期高齢者医療制度の概要	13
資料2	神奈川県における老人医療費の状況	14
資料3	都道府県別一人当たり老人医療費の状況	15

## 1 後期高齢者医療に関する条例の概要

広域連合では、後期高齢者医療制度を運営していくため法令で定める基準に従い、医療給付、保健事業や保険料などに関する事項を定める条例を制定することとされています(別添条例参照)。

平成19年政令第318号(高齢者医療確保法施行令) 平成19年10月19日公布  
平成19年省令第129号(高齢者医療確保法施行規則) 平成19年10月22日公布

### 条例の概要

#### 第1章 趣旨(第1条)

○法令で定めのあるもののほか、この条例の定めるところによるものとする。

#### 第2章 後期高齢者医療給付(第2条)

○被保険者の死亡に際して、**50,000円の葬祭費を支給**する。

#### 第3章 保険料(第3条～第20条)

○平成20年度及び21年度の所得割率は**100分の7.45**とする。

○平成20年度及び21年度の被保険者均等割額は**39,860円**とする。

(月額換算 3,320円程度)

(⇒ 具体的な保険料額については9ページを参照)

○賦課限度額は50万円とする。

○低所得者、被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額を定める。

○災害や所得減少、法定給付制限の場合に**保険料を減免**する。

#### 第4章 保健事業(第21条)

○被保険者の健康の保持増進のため、**健康診査事業を実施**することができる。

(住民にとって身近な市町村において実施)

#### 第5章 雑則(第22条)

○施行に必要な事項について、広域連合長への委任を定める。

#### 第6章 罰則(第23条～第27条)

○虚偽の届出・不正の行為等に対し過料(10万円以下など)を科する。

#### 附則

○公的年金所得等にかかる保険料賦課の特例を定める。

○平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料賦課の特例を定める。

## 2 保険料の算定方法及び算定にかかる主な項目の考え方

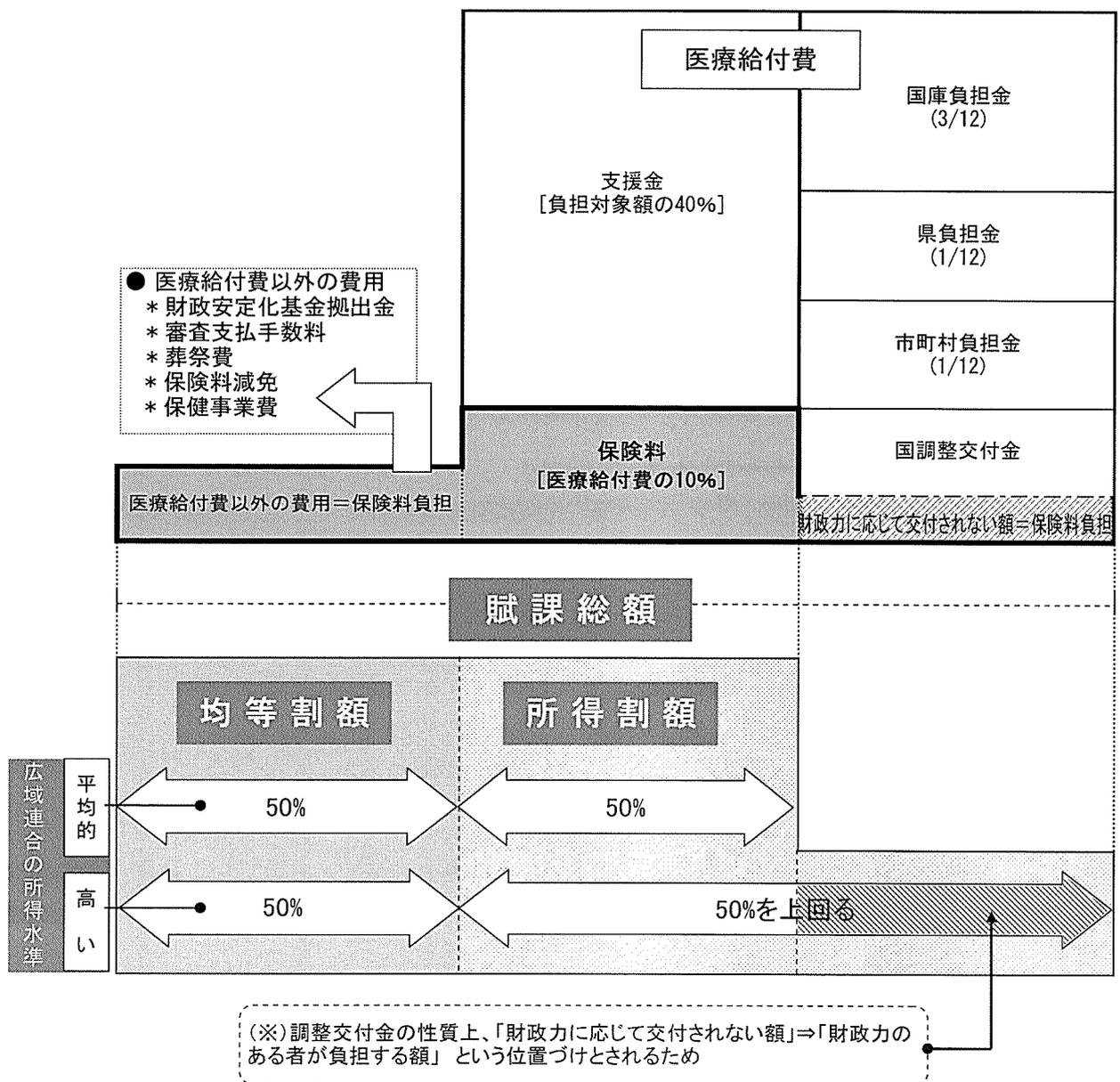
### (1) 保険料の算定のしくみ

保険料は、安定した財政運営を確保するために、法律により2年単位で費用と収入を見込んで保険料率を算定することとされています。

保険料賦課総額は、医療給付費の10%に財政安定化基金拠出金、審査支払手数料、葬祭費、保険料減免額及び保健事業費の合計額並びに財政力に応じて交付されない国からの調整交付金を加えた額です。

均等割額：所得割額の割合は50：50が基本ですが、財政力に応じて交付されない国からの調整交付金は所得割額に付加し、所得割保険料として被保険者が負担します。

### 【参考】保険料の算定・賦課について



## (2) 神奈川県における保険料算定の主な項目の考え方

保険料については、次の各項目を積算の基礎にして算出されます。各項目の内容及び考え方は次のとおりです。

### ① 医療給付費の1/10（法令による負担）

被保険者数の増加率や医療費の動向等を踏まえて推計した医療給付費について、原則として1/10を保険料で負担します。

ただし、制度上、調整交付金の交付により、全国の広域連合間の所得格差に伴う財政の不均衡が調整される仕組みになっているため、全国平均と比較して被保険者の所得水準の高い神奈川県（所得係数1.57）においては、所得割保険料に調整交付金交付割合の影響分が上乘せされることになります。

※ 応益割：応能割 = 1：1.57 = 39 被保険者均等割： 61 所得割

### ② 財政安定化基金拠出金（法令による負担）

神奈川県に設置する「財政安定化基金」への拠出金について、1/3を保険料で負担します。【財源 国1/3 県1/3 広域連合（保険料負担）1/3】

※「財政安定化基金」は、広域連合における保険料の収納不足や大幅な給付費増加に伴う財源不足に対して、資金の貸付及び交付を行うために都道府県に設置します。

※財政安定化基金残高見込み 平成20年度末<15億円> 21年度末<30億円>

※広域連合の拠出率は医療給付費の0.09%

### ③ 審査支払手数料（法令による負担）

審査支払機関（神奈川県国民健康保険団体連合会）への、診療報酬審査支払手数料について、1件98円とします。【財源 全額保険料負担】

### ④ 葬祭費の支給（広域連合条例による給付）

被保険者の死亡に関しては葬祭費を支給することとし、支給額は、県内市町村の国民健康保険における平均的な葬祭費支給額及び健康保険法で定める被用者保険の埋葬料と同額の50,000円とします。【財源 全額保険料負担】

■神奈川県市町村国民健康保険葬祭費支給状況(平成18年度)

金額	市町村数	対象者数	市町村割合	対象者割合
3万円	1	72人	3.0%	0.2%
4万円	2	321人	6.1%	0.8%
5万円	27	40,436人	81.8%	98.6%
7万円	2	131人	6.1%	0.3%
10万円	1	51人	3.0%	0.1%

### ⑤ 保健事業（広域連合条例による実施）

被保険者の健康の保持増進のため、健康診査の機会を提供できるよう、身近な市町村において健康診査事業を実施します。

県内市町村における現行の基本健康診査事業の実施状況や、財源が県内均一で徴収する保険料であることを踏まえ、国の示す必須項目（問診、身長・体重の計測、中性脂肪・空腹時の血糖値・尿蛋白の検査など）について、医療機関を受診されていない方など健診が必要と認められる方を対象として実施します。（被保険者の約10%程度）

【財源 全額保険料負担】

### ⑥ 保険料減免（広域連合条例による実施）

保険料の法定軽減とは別に、特別の事情により保険料の納付が困難になった方を対象として、広域連合独自に保険料の減免を実施します。

減免対象については、県内市町村の国民健康保険や介護保険における平均的な保険料減免対象と同程度とし、災害、所得減少、法定給付制限の場合に保険料を減免するものとします。

保険料の納付が困難な特別な事情と認めるものとしては、

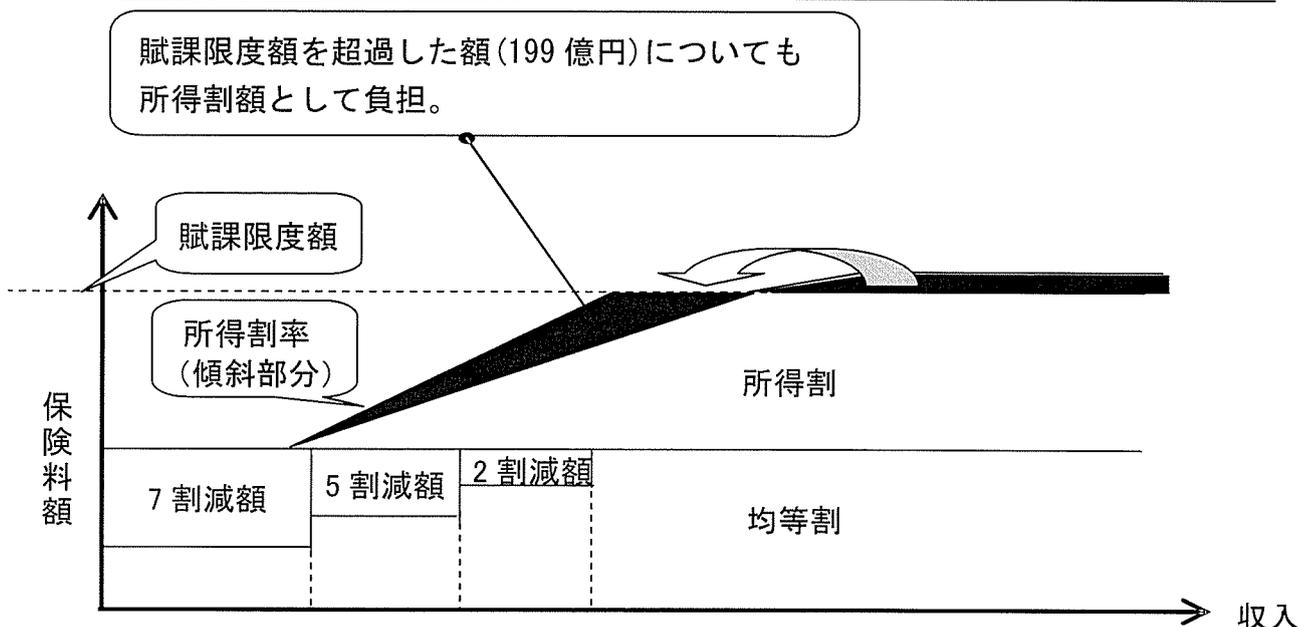
ア 震災、火災、風水害等により、現住する住宅等が半焼、半壊、床上浸水以上の被害を受けた場合

イ 世帯主の死亡や長期入院、失業等により所得が著しく減少し、生活に困窮した場合

ウ 刑事施設に収容されるなどにより当該期間の給付が制限される場合などを想定しています。【財源 全額保険料負担】

### (3) 賦課限度額について

一人の被保険者が負担する保険料額の上限額（賦課限度額）は、50万円です。



(4) 保険料算定にかかる医療給付費等見込み

(単位:百万円)

	平成20年度	平成21年度	2か年計	2か年平均	算出の考え方
医療給付費	506,185	605,390	1,111,575	555,787	H20は11か月分 H15～18の4か年実績をもとに 推計
被保険者数	73万人	77万人	150万人	75万人	年齢人口統計等により推計
① 医療給付費の1/10 (※高額医療費公費負担を除く)	48,679	58,220	106,899	53,449	
② 財政安定化基金拠出金	500	500	1,000	500	医療給付費の0.09%
③ 審査支払手数料	2,176	2,567	4,743	2,371	単価 98円 数量はH15～18の4か年実績 をもとに推計
④ 葬祭費支給	2,417	2,551	4,968	2,484	5万円支給
⑤ 保健事業	727	767	1,494	747	2か年で約14万件実施
⑥ 医療給付費にかかる調整 交付金交付割合影響分 (所得割で負担)	14,651	17,512	32,163	16,082	調整交付金交付割合 60%
①～⑥の計 … A	69,150	82,117	151,267	75,634	
保険料賦課総額との差 … B (保険料収納率分上乘せ)	851	1,010	1,861	930	保険料予定収納率 98.77% (保険料減免分含む)
保険料で負担する費用 A + B	70,001	83,127	153,128	76,563	= <b>保険料賦課総額</b>

(5) 保険料算定の流れ

(別紙のとおり)

# (別紙) 保険料算定の流れ

⇒各数値について2年度分を見込んだうえで、2か年平均で計算します。(2年単位の事業運営)

データは全て20年度・21年度の2か年平均

保険料での負担額  
( 収 納 必 要 額 )  
[75,633百万円]

保 険 料 賦 課 総 額  
[76,563百万円]

均 等 割 総 額 と 所 得 割 総 額 の 内 訳  
[76,563百万円]

① 医療給付費の1/10 (高額医療費公費負担を除く) [53,449百万円]
② 財政安定化基金拠出金 [500百万円]
③ 審査支払手数料 [2,371百万円]
④ 葬祭費支給 [2,484百万円]
⑤ 保健事業 [747百万円]
⑥ 医療給付費に係る調整交付金交付割合影響分 [16,082百万円]

予定収納率に基づく収納不足見込額を加算

予定収納率  
98.77%

医療給付費の1/10 (高額医療費公費負担を除く)
財政安定化基金拠出金
審査支払手数料
葬祭費支給
保健事業
医療給付費に係る調整交付金交付割合影響分

所得係数に基づく均等割総額と所得割の按分

所得係数  
1.57

均等割総額 [29,861百万円]	所得割総額 [46,702百万円]
39	61

1 : 1.57 = 39 : 61

## 賦課額の算定

被保険者均等割額 = 39,860円  
均等割総額 ÷ 被保険者数  
29,861百万円 ÷ 75万人

+

所得割額 = 被保険者の所得に応じ  
当該被保険者の所得額 × 所得割率  
(控除後の総所得金額等) (所得割率: 7.45)

所得割率 = 所得割総額 ÷ 被保険者の所得額総額  
(限度超過額含む) (894,002百万円)  
66,603百万円 ÷ 894,002百万円  
(所得割総額46,702百万円 + 賦課限度額の超過額)

均等割総額: 所得割総額 = 1 : 1.57 (所得係数)      所得係数 = 広域連合一人あたり所得 ÷ 全国一人あたり所得

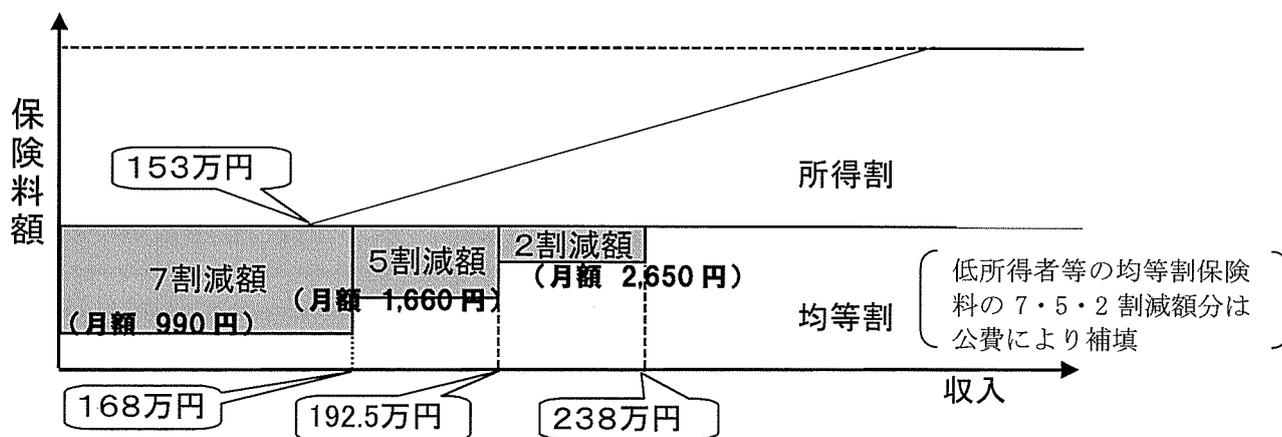
(6) 保険料の軽減について

① 低所得世帯に属する方の軽減措置

所得の低い世帯に属する被保険者に対する措置として、法第99条第1項及び同法施行令（案）第17条第4項の規定により、被保険者本人と世帯主及び同一世帯の他の被保険者の前年所得を合計した額が次のアからウに示す基準以下の方に対し、それぞれ被保険者均等割額を減額します。

総所得金額等	減額割合
ア 33万円	7割
イ 33万円 + 24.5万円 × 当該世帯に属する被保険者数 (被保険者である当該世帯主を除く。)	5割
ウ 33万円 + 35万円 × 当該世帯に属する被保険者数	2割

なお、所得の算定にあたり収入が公的年金によるものである場合は、当該年金収入から公的年金等控除（120万円）と、高齢者特別控除（15万円）を控除した額を所得とみなして判定を行います。



※ 数字は、夫婦2人世帯での夫の年金収入の額。

※ 単身者世帯の場合、本人＝被保険者である世帯主となるため、5割減額の適用はありません。

② 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する直前に、健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方については、激変緩和のため、制度加入時から2年間、所得割を課さず、被保険者均等割額を5割軽減します（※）。

ただし、平成20年度においては、4月から9月までの6ヶ月間は凍結（※）し、10月から平成21年3月までの6ヶ月間は被保険者均等割額を9割軽減します。

※ 凍結期間中は保険料を徴収しません。

上記①、②により減額された分の保険料については、県3/4負担、市町村1/4負担による公費の繰入が行われ、②のただし書きによる分については全額国費による公費の繰入が行われます。

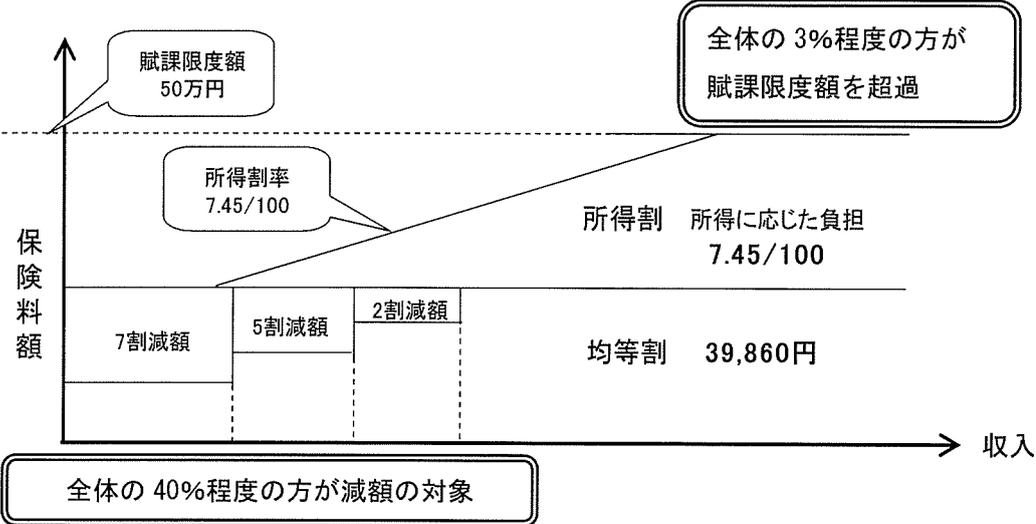
(7) 保険料算定の状況

① 平成20年度・21年度の保険料額、率

- 被保険者均等割額 39,860円 (月額換算 3,320円)
- 所得割率 7.45%

※ 神奈川県内においては均一の保険料となります。

※ 不均一賦課 (離島その他医療の確保が著しく困難な地域、給付等の額が著しく低い地域) については、該当はありません。



② 一人あたりの保険料額

○一人あたりの平均保険料額 (年額)

均等割額	+	所得割額	=	合計
39,860円		62,340円		102,200円
(月額換算: 8,510円)				

○軽減後一人あたりの平均保険料額 (年額)

※被扶養者に対する平成20年度の国の特別措置については、考慮していません。

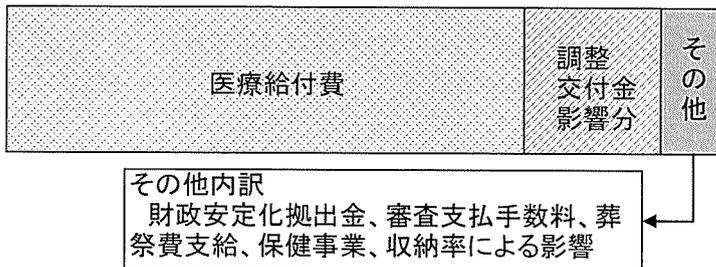
92,750円
(月額換算: 7,720円)

○厚生年金の平均的な年金額 (厚生年金208万円) の受給者の場合 (年額)

均等割額	+	所得割額	=	合計
39,860円		40,975円		80,830円
(月額換算: 6,730円)				

一人あたりの保険料額の内訳

医療給付費	71,600
調整交付金影響分	21,200
財政安定化基金拠出金	700
審査支払手数料	3,200
葬祭費支給	3,300
保健事業	1,000
収納率による影響分	1,200
平均保険料額	102,200



**【参考】具体的な保険料の額の例について**

① 基礎年金受給者(基礎年金79万円)

	均等割額	所得割額	合計保険料額
年額	11,958 円 *	なし	11,950 円
月額	990 円	なし	990 円

\* 均等割7割軽減

② 厚生年金の平均的な年金額の受給者(厚生年金208万円)

	均等割額	所得割額	合計保険料額
年額	39,860 円	40,975 円	80,830 円
月額	3,320 円	3,410 円	6,730 円

③ 自営業者の子と同居する者(子の年収390万円・親の基礎年金79万円)

	均等割額	所得割額	合計保険料額
年額	39,860 円	なし	39,860 円
月額	3,320 円	なし	3,320 円

④ 被用者の子と同居する者(子の年収390万円・親の基礎年金79万円)

	均等割額	所得割額	合計保険料額
年額	19,930 円 *	なし	19,930 円
月額	1,660 円	なし	1,660 円
年額(20年度)	1,993 円 **	なし	1,990 円
月額(4~9月)	なし	なし	なし
“(10~3月)	330 円	なし	330 円

\* 均等割5割軽減  
(2年間の緩和措置)

\*\* 20年度のみ  
の国の特別措置  
4~9月 負担なし  
10~3月 9割軽減

⑤ 夫婦とも後期高齢者世帯(夫75歳 年金収入168万円、妻75歳 基礎年金79万円以下)

	均等割額	所得割額	合計保険料額
(夫)年額	11,958 円 *	11,175 円	23,130 円
(夫)月額	990 円	930 円	1,920 円
(妻)年額	11,958 円 *	なし	11,950 円
(妻)月額	990 円	なし	990 円

\* 均等割7割軽減

\* 均等割7割軽減

⑥ 夫婦とも後期高齢者世帯(夫75歳 年金収入192.5万円、妻75歳 基礎年金79万円以下)

	均等割額	所得割額	合計保険料額
(夫)年額	19,930 円 *	29,427 円	49,350 円
(夫)月額	1,660 円	2,450 円	4,110 円
(妻)年額	19,930 円 *	なし	19,930 円
(妻)月額	1,660 円	なし	1,660 円

\* 均等割5割軽減

\* 均等割5割軽減

⑦ 夫婦のうち一方が高齢者世帯(夫75歳 年金収入192.5万円、妻70歳 基礎年金79万円以下)

	均等割額	所得割額	合計保険料額
(夫)年額	31,888 円 *	29,427 円	61,310 円
(夫)月額	2,650 円	2,450 円	5,100 円
(妻)年額	市町村国保の額による	なし	市町村国保の額による
(妻)月額	市町村国保の額による	なし	市町村国保の額による

\* 均等割2割軽減

※例示の場合の世帯主は夫とする。

⑧ 神奈川県保険料一人あたり平均(約9.3万円)(年金収入224万円と推計)

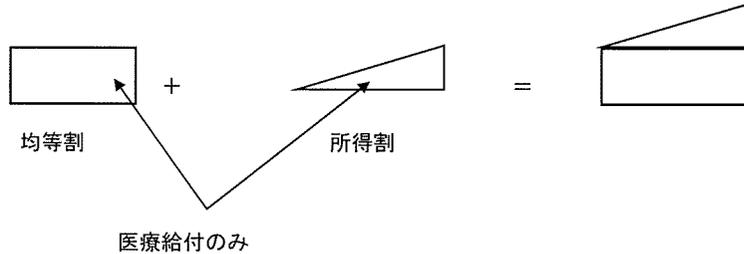
	均等割額	所得割額	合計保険料額
年額	39,860 円	52,895 円	92,750 円
月額	3,320 円	4,400 円	7,720 円

※平成20年度の国の特別措置については、考慮していません。

## 国のモデル保険料との比較

国のモデル保険料(医療給付のみ、葬祭費等の経費は未計上)

○保険料の算定(イメージ)



○具体的な保険料の額(月額換算)

**基礎年金受給者(基礎年金79万円)**

均等割 900円 + 所得割 なし = 900円/月  
(7割軽減)

**厚生年金の平均的な年金額を受給者(厚生年金208万円)**

均等割 3,100円 + 所得割 3,100円 = 6,200円/月

**自営業の子供と同居する者(子 年収390万円、親 基礎年金79万円)**

均等割 3,100円 + 所得割 なし = 3,100円/月

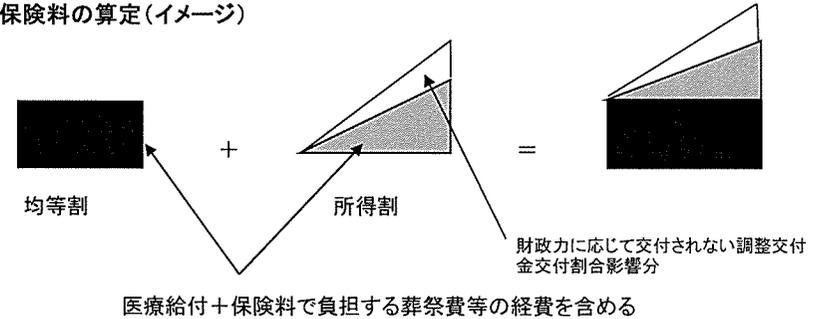
**被用者の子供と同居する者(子 政管平均年収390万円、親 基礎年金79万円)**

均等割 1,550円(※) + 所得割 なし = 1,550円/月  
(5割軽減)

※2年間の激変緩和措置期間中は均等割を5割軽減

神奈川県保険料算定(医療給付+葬祭費等の経費を含めた保険料)

○保険料の算定(イメージ)



○具体的な保険料の額(月額換算)

**基礎年金受給者(基礎年金79万円)**

均等割 990円 + 所得割 なし = 990円/月  
(7割軽減) (うち医療給付費相当 910円)

**厚生年金の平均的な年金額を受給者(厚生年金208万円)**

均等割 3,320円 + 所得割 3,410円 = 6,730円/月  
(うち医療給付費相当 6,180円)

医療給付費分の比較では、  
国モデルとほぼ同じ水準

**自営業の子供と同居する者(子 年収390万円、親 基礎年金79万円)**

均等割 3,320円 + 所得割 なし = 3,320円/月  
(うち医療給付費相当 3,050円)

**被用者の子供と同居する者(子 政管平均年収390万円、親 基礎年金79万円)**

均等割 1,660円(※) + 所得割 なし = 1,660円/月  
(5割軽減) (うち医療給付費相当 1,530円)

※2年間の激変緩和措置期間中は均等割を5割軽減

20  
年  
度

4~9月 均等割 なし + 所得割 なし = 0円/月

10~3月 均等割 330円(※※) + 所得割 なし = 330円/月

※※平成20年度のみ国の特別措置(4~9月負担なし、10~3月は均等割を9割減額)

### 単身世帯保険料早見表

所得割率	7.45%	均等割額	39,860
------	-------	------	--------

単身者 (年金収入のみと仮定)

公的年金 収入額	旧ただし書き 所得	所得割額	均等割額	賦課額
0	0	0	11,958	11,958
100,000	0	0	11,958	11,958
500,000	0	0	11,958	11,958
800,000	0	0	11,958	11,958
1,000,000	0	0	11,958	11,958
1,200,000	0	0	11,958	11,958
1,350,000	0	0	11,958	11,958
1,530,000	0	0	11,958	11,958
1,680,000	150,000	11,175	11,958	23,133
1,925,000	395,000	29,427	31,888	61,315
2,000,000	470,000	35,015	31,888	66,903
2,030,000	500,000	37,250	31,888	69,138
2,080,000	550,000	40,975	39,860	80,835
2,500,000	970,000	72,265	39,860	112,125
3,000,000	1,470,000	109,515	39,860	149,375
3,500,000	1,920,000	143,040	39,860	182,900
4,000,000	2,295,000	170,977	39,860	210,837
4,500,000	2,710,000	201,895	39,860	241,755
5,000,000	3,135,000	233,557	39,860	273,417
6,000,000	3,985,000	296,882	39,860	336,742
7,000,000	4,835,000	360,207	39,860	400,067
8,000,000	5,715,000	425,767	39,860	465,627
8,485,659	6,176,376	460,140	39,860	500,000
9,000,000	6,665,000	496,542	39,860	500,000
10,000,000	7,615,000	567,317	39,860	500,000

## 2人世帯保険料早見表

所得割率 7.45% 均等割額 39,860

7割軽減 5割軽減 2割軽減

二人世帯(75歳以上)

			世帯員										
公的年金 収入額	所得割額	均等割額	0	100,000	500,000	1,000,000	1,200,000	1,350,000	1,530,000	1,680,000	1,925,000	2,080,000	
			0	0	0	0	0	0	0	0	11,175	29,427	40,975
			世帯主の額と同額										
世	0	0	→	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	19,930	31,888
	100,000	0	→	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	19,930	31,888
	500,000	0	→	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	19,930	31,888
	800,000	0	→	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	19,930	31,888
	1,000,000	0	→	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	19,930	31,888
	1,200,000	0	→	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	19,930	31,888
	1,350,000	0	→	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	19,930	31,888
	1,530,000	0	→	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	19,930	19,930	31,888	31,888
	1,680,000	11,175	→	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	11,958	19,930	31,888	31,888	39,860
帯	1,925,000	29,427	→	19,930	19,930	19,930	19,930	19,930	19,930	31,888	31,888	39,860	39,860
	2,000,000	35,015	→	31,888	31,888	31,888	31,888	31,888	31,888	31,888	31,888	39,860	39,860
	2,030,000	37,250	→	31,888	31,888	31,888	31,888	31,888	31,888	31,888	31,888	39,860	39,860
	2,080,000	40,975	→	31,888	31,888	31,888	31,888	31,888	31,888	31,888	39,860	39,860	39,860
	2,500,000	72,265	→	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860
	3,000,000	109,515	→	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860
	3,500,000	143,040	→	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860
	4,000,000	170,977	→	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860
	4,500,000	201,895	→	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860
	5,000,000	233,557	→	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860
主	6,000,000	296,882	→	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860
	7,000,000	360,207	→	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860
	8,000,000	425,767	→	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860
	8,485,659	460,140	→	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860	39,860

# 平成20年度 神奈川県後期高齢者医療制度の概要

## 1 被保険者数 730,000 人

- (1) 75歳以上の高齢者 704,000 人(全体の96%)
- (2) 65～74歳で一定程度の障害がある者 26,000 人(全体の4%)

※被用者保険の被扶養者であった者(83,000人)を含め、全ての75歳以上高齢者が新制度へ移行

■新制度移行前の医療保険者別被保険者数(見込み) (単位:人)

	国民健康保険		健康保険		船員保険	共済保険	合計
	市町村	組合	政府管掌	組合			
被保険者数	629,900	12,800	37,500	41,300	100	8,400	730,000

被用者保険 87,300人 ⇒ うち約95%を被扶養者と見込む

## 2 保険料

(1) 保険料総額 = 均等割額(年額39,860円) + 所得割額(被保険者所得 × 所得割率 7.45%)

均等割額 : 所得割額(調整交付金交付割合影響分含む) = 39 : 61 ※所得係数1.57

(2) 被保険者個人ごとの賦課(賦課限度額50万円/人)

(3) 原則として年金からの天引き(特別徴収) ※被保険者の約89%(642,000人)が特別徴収対象

(4) 低所得者及び被扶養者の保険料軽減

○低所得者 ⇒ 世帯の所得に応じて保険料(均等割額)を7割、5割、2割軽減(対象者278,000人)

○被扶養者 ⇒ 制度加入時から2年間の保険料(均等割額)5割軽減(対象者83,000人)

(所得割額を賦課しない) ※被扶養者には、このほかに国における特別措置として平成20年度の保険料負担の凍結あり。

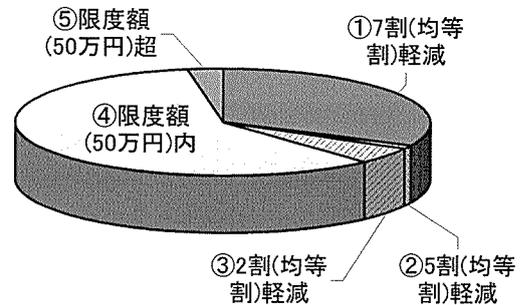
■保険料負担区分別被保険者数(見込み)

	被保険者数	割合
①7割(均等割)軽減	233,000人	32.0%
②5割(均等割)軽減	9,000人	1.2%
③2割(均等割)軽減	36,000人	5.0%
④限度額(50万円)内	431,000人	59.0%
⑤限度額(50万円)超	21,000人	2.9%
計	730,000人	100.0%

※被扶養者は内数

※単身者世帯は、被保険者=世帯主のため5割軽減に該当しない。

※賦課限度額(50万円)を超えるのは、被保険者の所得がおおむね620万円以上(年金収入が850万円以上)の場合



## 3 医療給付費

医療給付費 5,062 億円 ※11か月分(20年4月～21年2月診療分)

## 4 保険料を充当する主な費用(平成20年度)

※このほか、保険料収納率による影響分があります。

②財政安定化基金 拠出金 5億円 ③審査支払手数料 22億円 ④葬祭費支給 24億円 ⑤保健事業 7億円	<p><b>①医療給付費の1/10 487億円</b> (高額医療費にかかる支援として、公費負担の19億円控除後。)</p>	※調整交付金の 交付割合は60% を想定  + ⑥調整交付金 交付割合影響分 147億円
------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------

合計 692 億円

## 資料 神奈川県における老人医療費の状況

### 1 老人医療受給対象者の状況

平成17年度の老人医療受給対象者は727,421人で、前年度と比較して30,282人、率にして約4%の減となっています。このうち75歳以上の対象者（平成14年9月30日現在70歳以上の者を含む。以下同じ。）は712,906人、65歳以上75歳未満で障害認定を受けた者は14,515人となっています。（表1参照）

表1「年度別老人医療受給対象者数」

年度	人口(※) A (人)	老人医療受給対象者(※)				人口に占める割合 B/A×100 (%)	全国平均 老人医療受給対象者数伸率 (%)
		計		75歳以上 (人)	65歳以上 75歳未満 (人)		
		B(※) (人)	伸率 (%)				
15	8,639,665	789,513	-2.68	781,223	8,290	9.14	-2.8
16	8,697,720	757,703	-4.03	748,066	9,637	8.71	-4.2
17	8,748,731	727,421	-4.00	712,906	14,515	8.31	-4.5

※1 人口は各年1月1日現在（県統計表「年齢別男女別人口」より）

※2 老人医療受給対象者数は各年度における各月末平均（国「都道府県別老人医療費の状況」より）

※3 B欄の平成17年度老人医療受給対象者727,421人のうち、国保該当者は627,661人、社保該当者は99,811人（国保該当者は市町村国保加入者のみ）

### 2 老人医療費の状況

平成17年度の老人医療費の総額は、555,239,412千円で、前年度と比較して8,995,703千円、率にして約1.7%の増となっています。

また、平成17年度の一人当たり医療費は762,934円で、前年度と比較して41,190円、率にして約5.7%の増となっています。（表2参照）

表2「年度別老人医療費」

年度	総医療費(千円)		一人当たり医療費(円)	
	(※)	伸率(%)	(※)	伸率(%)
15	552,498,231	-1.52	701,131	1.45
16	546,243,709	-1.13	721,744	2.94
17	555,239,412	1.65	762,934	5.71

※1 総医療費は県「老健統計資料」より

※2 一人当たり医療費は国統計表「老人医療状況報告」より

## 資料

## 都道府県別一人当たり老人医療費の状況

	平成15年度		平成16年度		平成17年度		対前年度比	
	順位	実額(円)	順位	実額(円)	順位	実額(円)	順位	(%)
全国計		752,721		780,206		821,403		5.3
北海道	2	920,711	2	955,445	2	1,001,110	37	4.8
青森	35	691,453	36	711,792	37	736,947	46	3.5
岩手	38	659,172	43	673,782	44	698,074	45	3.6
宮城	34	698,606	35	715,389	33	757,851	10	5.9
秋田	30	704,940	30	728,520	35	754,065	47	3.5
山形	46	631,615	45	661,211	45	695,675	29	5.2
福島	31	703,529	33	723,219	32	758,368	34	4.9
茨城	41	658,588	39	681,703	40	715,446	31	4.9
栃木	42	653,741	41	678,420	42	711,800	33	4.9
群馬	37	665,317	37	692,725	36	739,639	2	6.8
埼玉	29	706,436	28	732,720	29	773,832	20	5.6
千葉	43	650,809	42	675,631	41	713,452	22	5.6
東京	18	756,144	18	783,667	18	819,834	41	4.6
神奈川県	32	701,131	34	721,744	31	762,934	18	5.7
新潟	45	632,872	46	651,022	46	686,532	26	5.5
富山	24	734,395	26	749,050	27	779,596	43	4.1
石川	7	822,124	10	846,105	13	880,608	44	4.1
福井	22	743,652	23	763,970	25	800,434	38	4.8
山梨	39	659,051	38	688,648	38	732,378	6	6.4
長野	47	612,042	47	634,872	47	672,853	9	6.0
岐阜	33	698,890	31	724,261	34	755,321	42	4.3
静岡県	44	650,476	44	670,954	43	709,284	17	5.7
愛知県	20	753,232	20	775,109	21	812,369	35	4.8
三重	40	659,004	40	678,490	39	717,386	16	5.7
滋賀	27	707,754	27	738,864	26	779,963	23	5.6
京都	8	822,003	8	856,321	10	898,709	30	4.9
大阪	3	880,524	3	912,825	4	957,743	32	4.9
兵庫県	17	760,554	17	794,029	17	838,112	24	5.6
奈良	25	727,074	24	758,198	23	802,521	15	5.8
和歌山	23	736,704	22	767,653	22	807,744	28	5.2
鳥取	28	707,709	29	730,889	28	779,529	5	6.7
島根	36	691,370	32	723,837	30	763,848	25	5.5
岡山	16	772,449	16	803,648	16	853,358	8	6.2
広島	5	861,554	6	892,851	6	935,563	36	4.8
山口	15	784,830	14	820,809	14	869,150	13	5.9
徳島	19	753,275	21	770,392	20	813,568	21	5.6
香川	14	785,205	15	814,654	15	865,827	7	6.3
愛媛	21	746,731	19	776,669	19	813,630	39	4.8
高知	6	859,979	5	897,877	3	958,267	3	6.7
福岡	1	922,667	1	965,415	1	1,019,650	19	5.6
佐賀	9	821,539	7	864,117	8	915,370	11	5.9
長崎	4	878,047	4	901,971	5	944,440	40	4.7
熊本	12	807,639	12	841,443	12	887,101	27	5.4
大分	13	805,398	13	838,289	11	887,601	14	5.9
宮崎	26	726,554	25	756,126	24	800,823	12	5.9
鹿児島	11	813,554	11	843,399	9	899,530	4	6.7
沖縄	10	814,221	9	853,428	7	918,828	1	7.7

国統計表「老人医療状況報告」より